

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき株式会社グッド・アイズ建築検査機構（以下「good・eyes」という。）が実施する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する審査料金は、別表1に掲げるとおりとする。

(審査料金の納入)

第3条 申請者は、審査料金を「長期優良住宅等計画に係る技術的審査業務約款」（以下「業務約款」という。）第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(審査手数料の増額又は減額)

第4条 good・eyesは、技術的審査業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、審査手数料を増額又は減額することができる。

(附則)

この規程は平成21年4月1日より施行する。

制定：平成21年 4月 1日

改訂：平成26年11月 4日

改訂：平成27年 4月 1日

別表 1

「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金」

【一戸建ての住宅】

(価格は全て税抜き金額)

床面積の合計	確認申請と併願申請	単独申請	設計住宅性能評価と併願申請
200㎡以下	50,000円	62,000円	10,000円
200㎡超	58,000円	70,000円	10,000円
200㎡以下 構造等が製造者認証	45,000円	48,000円	10,000円
200㎡超 構造等が製造者認証	52,000円	56,000円	10,000円

※共同住宅等の料金は別途見積りにより算定します。

※計画の変更に係る技術的審査料金は上記料金の半額とする。

※適合証を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、1住戸につき5,000円とする。